

務	00	01	5年
---	----	----	----

(令和10年3月末まで保存)

備 一 第 1 5 号

令 和 4 年 5 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について

この度、青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程（令和4年4月青森県公安委員会規程第6号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は次の

とおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

#### 1 制定の理由

特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第170号）の施行に伴い、所要の整備を行うため制定されたものである。

#### 2 制定の内容

- (1) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の規定による通知等の手続が書面の交付に代えて、電磁的記録により行うことが可能とされたことに伴い、緊急事態に際して特定秘密文書等を廃棄した場合の警察庁への報告についても電磁的記録により行うことが可能とされた。
- (2) 受領書（別記様式第2号）について、受領者の署名を得るとしていたところ記名を得るものされた。

#### 3 施行日

令和4年5月16日

本件担当：警備第一課警備部企画係

青森県公安委員会規程第6号

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月16日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程  
青森県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年2月青森県公安委員会規程第1号）の一部を次のとおり改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この規程は、令和4年5月16日から施行する。

改正後	改正前
<p>(特定秘密の表示の方法)  第5条 [1 略]  〔(1) 略〕  (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。) 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。  〔(3) 略〕  〔2～6 略〕</p>	<p>(特定秘密の表示の方法)  第5条 [同左]  〔(1) 同左〕  (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。  〔(3) 同左〕  〔2～6 同左〕</p>
<p>(指定の有効期間の満了に伴う措置)  第7条 令第12条第1項第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。  〔(1)～(3) 略〕  2 [略]</p>	<p>(指定の有効期間の満了に伴う措置)  第7条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。  〔(1)～(3) 同左〕  2 [同左]</p>
<p>(指定の解除に伴う措置)  第8条 前条第1項及び第2項の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。</p>	<p>(指定の解除に伴う措置)  第8条 前条第1項及び第2項の規定は、<u>指定解除表示</u>について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。</p>
<p>(特定秘密文書等管理簿)  第14条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。次項及び次条において同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「特定秘密文書等管理簿」という。)を備えるものとする。  2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第16条及び第25条第2項において同じ。)、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。  〔3・4 略〕</p>	<p>(特定秘密文書等管理簿)  第14条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>)、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「特定秘密文書等管理簿」という。)を備えるものとする。  2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第16条及び第25条において同じ。)、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。  〔3・4 略〕</p>
<p>(交付の方法)  第19条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員(法第11条の規定により特定秘密の取扱い業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。)から<u>記名</u>を得るなど交付の記録を残すものとする。  2 受領書の様式は、別記様式第2号とする。  〔3 略〕</p>	<p>(交付の方法)  第19条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員(法第11条の規定により特定秘密の取扱い業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。)から<u>署名</u>を得るなど交付の記録を残すものとする。  2 受領書の様式は、別記様式第2号とする。  〔3 略〕</p>
<p>(緊急事態に際しての廃棄)  第28条 [1・2 略]  3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特</p>	<p>(緊急事態に際しての廃棄)  第28条 [1・2 略]  3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特</p>

定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面（電磁的記録を含む。）を作成し、長官に報告するものとする。

第31条 職員は、指定若しくはその解除又は行政文書ファイル管理簿（青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号。以下「公文書管理規程」という。）第17条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理規程第2条及び第12条に規定する行政文書及び行政文書ファイルをいう。）に相当するものであって、特定秘密である情報を記録するもの（以下この条において「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行われていないとき又はそのおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

〔(1)・(2) 略〕

〔2・3 略〕

定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

第31条 職員は、指定若しくはその解除又は行政文書ファイル管理簿（青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号。以下「公文書管理規程」という。）第17条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理規程第2条及び第12条に規定する行政文書及び行政文書ファイルをいう。）に相当するものであって、特定秘密である情報を記録するもの（第2項において「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行われていないとき又はそのおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

〔(1)・(2) 略〕

〔2・3 略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。